



※ (PO)は、体罰防止啓発資料(冊子)のページ数を示しています。

**自分の取り組むべき
指導・支援の方向性を確認しましょう。**
「A」「B」→ 更なる向上を目指しましょう 「C」「D」→ 改善を目指しましょう

< A : よく当てはまる B : ある程度当てはまる C : あまり当てはまらない D : 全く当てはまらない >

番号	項目	A	B	C	D	関連ページ
1	体罰や不適切な行為は、重大な人権侵害であり、絶対許されない行為であることを意識して指導している。					1～3 18
2	どのような理由があっても、体罰や不適切な行為は、絶対許されない行為であることを意識して指導している。					1～5
3	児童生徒の心を傷つけることがないように、言動には気を配って指導している。					3
4	児童生徒の言動に対して、感情的になることなく、冷静に指導している。					8
5	イライラする気持ちをコントロールし、心にゆとりをもって対応している。					8
6	お互いの指導について、他の教職員と話し合いをしている。					9・10
7	指導上の悩みを、管理職や他の教職員と相談し合っている。					10
8	問題を一人で抱え込むことのないように、他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を行っている。					10
9	他の教職員の体罰を見聞きしたときには、本人に注意したり、管理職に報告・連絡・相談するようにしている。					10・11
10	体罰や不適切な行為に陥ることなく、叱る、注意するなどの懲戒を適切に行っている。					3 15・16
11	児童生徒のよさを認め、意欲や自主性を引き出す指導を行っている。					19 22～25
12	頭ごなしに決めつけず、児童生徒の言い分や考えをしっかりと聞いて指導している。					15～17 19
13	学習指導や部活動指導などで、児童生徒の発達段階や実態に応じた指導を行っている。					19～21
14	児童生徒の言動を現象面だけで判断せず、児童生徒の特性や家庭環境等の背景を理解した上で、効果的な指導を行っている。					19 26・27
15	指導がうまくいかないとき、児童生徒のせいにするのではなく、自分の指導の在り方を振り返り、改善しようとしている。					14～28
16	様々な理論に基づいた指導法を取り入れるなど、指導の更なる向上に取り組むようにしている。					22～28

**体罰・不適切な行為は、
重大な人権侵害であり、
絶対に許されない行為です。**

信頼される教職員で あり続けるために

体罰は しない

意識の向上
定期的に自分の指導を振り返るとともに、感情のコントロールに取り組み、体罰根絶に努めましょう。
(定期的な自己チェックの実施、アンガーマネジメントの習得)

川柳で 体罰根絶 訴える



させない

組織力の向上
教職員が支え合う体制を確立し、体罰根絶に向けた組織力の向上に努めましょう。
(指導場面の交流の促進、報告体制の整備)

支え合い
誰にもさせない 体罰は



必要ない

指導力の向上
児童生徒理解をベースにして、様々な理論に基づいた指導法を取り入れ、体罰根絶に向けた指導力の更なる向上に努めましょう。
(年1回以上、研修会の実施)

あげるのは
拳ではなく 指導力

奈良県教育委員会
平成26年3月

※ 関連ページは、体罰防止啓発資料（冊子）のページ数を示しています。冊子は学校に3部配布しているほか、奈良県先生応援サイト（<http://www.nps.ed.jp/ouen/>）にも掲載していますので、研修等で活用ください。